

「1年間の途中で役員報酬を増額・減額する方法」

1. 役員報酬の通常の改定はいつまで？

中小企業の場合、「毎期の業績に合わせた役員報酬の額を設定したい」ということはよくあります。ただし、税法では「役員報酬の通常の改定は期首から3か月以内」、「3か月経過後に改定すると、差額は損金不算入」と定められています（取締役が代表取締役役に就任した場合の期中での増額、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない業績悪化改定事由がある場合の期中での減額は認められます）。

しかし、1年間の業績の見通しを期首から3か月以内に行うことが難しい場合はよくありますが、「業績に合わせた役員報酬の設定をしたい」ということもある訳です。

これをうまく設定しないと、「業績に対して役員報酬が高すぎたので、赤字になった」、「業績に対して役員報酬が低すぎたので、黒字が出過ぎた」ということも起こり得ます。では、どのように対策をしたら、いいのでしょうか？

2. 税法をよく読んでみると

税法では「通常の改定は期首から3か月以内」と書いています。そして、一般的な事業年度は1年間なので、「1年間の中で期首から3か月以内の改定(=1年間の中で改定のタイミングは1回だけ)」となる訳です。なお、通常の役員報酬のことを「定期同額給与」と呼びますが、税法には次のとおり書いてあります。

法人税法施行令第69条(定期同額給与の範囲等)

第1項第一号

イ 当該事業年度開始の日の属する会計期間～開始の日から三月～を経過する日～まで～にされた定期給与の額の改定(は損金として認められる)

そうであれば、みなさんの会社の事業年度が1年間ではなく、6か月間であれば、1年間の中で期首は「2回」存在することになります。**このように、事業年度を6か月間に変更することにより、「1年間の中で『期首』が2回ある」、「1年間の中で役員報酬改定のタイミングが2回ある」となる訳です。**

なお、変更の手続きとして必要なことは①株主総会の特別決議による定款変更、②税務署などへの届け出となります。登記を変更する必要はありません。利益は確定します。

3. 会社の業績が6か月間ならば見通せる？

1年間の業績の見通しが難しい場合でも、6か月間ならば、ある程度は見通せるということもあるはずですが、たとえば、不動産売買の仲介業や生命保険の代理店業などです。このような固定的な売上が(ほぼ)ない業種の場合、毎期の期首では売上がゼロスタートとなるので、なかなか1年間の業績が見通せないことも多いでしょう。

しかし、その業績に合わせた役員報酬を設定したいならば、事業年度を6か月間に変更することも1つの方法なのです。実際に、半年決算法人は存在していますし、当然、違法でもありません。

国税庁の直近の統計データによれば、1年決算法人の数、半年決算法人の数は次のとおりです。

| 類型 | 法人数 |
|--------|-------------|
| 1年決算法人 | 2,897,478 社 |
| 半年決算法人 | 24,405 社 |

半年決算法人の数は1年決算法人の1パーセントにも満たないですが、日本の企業の大半は中小企業ですから、**この内容をもっと多くの社長や経理担当者が知れば、半年決算法人に変更する会社はもっと増えるのではないのでしょうか？**

もちろん、事業年度を短くする訳ですから、半年ごとに決算と税務申告を行う手間は発生し、税理士に支払う決算報酬も年2回必要となります。しかし、これは経費にもなるので、この負担を考えても、役員報酬を改定する自由度が上がるメリットは大きいのです。ぜひ、みなさんの会社でも検討してみてください。

なお、蛇足ですが、金銭以外の経済的利益による役員報酬(生命保険料や社宅家賃など)が発生する場合もありますが、これらが期中で発生したとしても、これに関しては「期首から3か月以内に改定しなければならない」という規定は適用されません。

2024年10月～お仕事備忘録～

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

年末調整の準備

年末調整については、どこまで取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに 対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。今年の年末調整では、定額減税の年調減税事務の対応も必要となります。特に扶養の異動状況について確実に把握できるよう、従業員に事前周知しましょう。年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。（※）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

セミナー情報

**経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！**

経営計画書作成セミナー

**経営計画を立てると会社生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！
◎何でも質問OKです！**

日程 2024年11月12日(火)

時間 10時～17時(受付9時45分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円(税抜)【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*10月1日(火)

10月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール：soumu@ideasoken.jp